

令和3・4年度物品購入等に係る競争入札及び 随意契約参加資格審査申請要領

広陵町が発注する物品購入、製造の請負、役務、賃借（リース）等（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）の競争入札（見積）・随意契約に参加を希望される方は、競争入札及び随意契約参加資格の登録が必要です。

令和3・4年度の競争入札等参加資格の申請方法は、下記のとおりです。

記

1 申請書類

- (1) 競争入札及び随意契約参加資格申請書（物品購入等）（第1号様式）
- (2) 別紙（提出書類一覧表）に掲げる必要書類

2 定期申請（新規・更新）受付日時

- (1) 受付期間 令和3年1月15日（金）から2月15日（月）まで
（土・日・祝日を除く。）

※ 郵送の場合、2月15日（月）の消印有効

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

3 追加申請 定期申請後の追加申請は、下記期間随時受け付けます。（郵送可）

- (1) 受付期間 令和3年4月1日（木）から令和5年3月31日（金）まで
（土・日・祝日を除く。）

- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

※ 令和3年4月1日（木）以降の申請は、申請受付日の翌月まで未登録となります。

4 受付場所及び提出方法

- (1) 受付場所 広陵町役場 2階 総務課 入札係

- (2) 提出方法 郵送又は持参

※ホッチキス又はクリップ留めとし、ファイル綴じはしないでください。

5 登録有効期間

令和5年3月31日（令和3・4年度有効）まで

6 競争入札（見積）及び随意契約に参加する者の必要な資格

入札及び随意契約に参加を希望する者は、町長の競争入札及び随意契約参加資格審査を受け、入札及び随意契約参加資格を得なければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができません。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- ② 物品購入等に係る競争入札及び随意契約の参加資格等に関する規程（平成13年5月31日制定）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- ④ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者
- ⑤ 競争入札及び随意契約参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出するときに法人・個人問わず町税等を完納していない者
- ⑥ 資格審査の申請を行う年の申請日現在において、引き続き1年以上営業をしていない者
- ⑦ 申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の記載をした者

7 申請書類の配布

- 役場総務課入札係で配布しています。
- 町ホームページからも申請書をダウンロードできます。
広陵町ホームページ URL <http://www.town.koryo.nara.jp>